参考資料3

令和５年度厚生労働省予算案の主要事項

令和５年１月30日

全国健康保険協会
協会けんぽ

令和5年度予算案（保険局関係）の主な事項

令和5年度予算案(保険局関係)の主な事項

※(　)内は前年度当初予算額

安定的で持続可能な医療保険制度の運営確保

○ 各医療保険制度などに関する医療費国庫負担　10兆648億円(9兆9,221億円)

各医療保険制度などに関する医療費国庫負担に要する経費を確保し、その円滑な実施を図る。

薬価改定への対応

令和4年薬価調査に基づき、国民負担軽減の観点から、平均乖離率7.0%の0.625倍を超える品目を対象に薬価改定を行う。その際、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時・特例的に全品を対象に適用するとともに、イノベーションに配慮する観点から、新薬創出等加算の加算額を臨時・特例的に増額し、従前の薬価と遜色ない水準とする対応を行う。これらにより、薬剤費を▲3,100億円(国費▲722億円)削減する。

診療報酬上の対応(250億円(国費63億円))

オンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、令和5年12月末までの間、初診時・調剤時における追加的な加算、再診時における加算を設定するとともに、加算に係るオンライン請求の要件を緩和する。

医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力促進などの観点から、令和5年12月末までの間、一般名処方、後発品の使用体制に係る加算、薬局における地域支援体制に係る加算について上乗せ措置を講ずる。

○ 国民健康保険への財政支援　2,951億円(3,145億円)

保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた保険者への財政支援の拡充や保険者努力支援制度等を引き続き実施するために必要な経費を確保する。
また、令和5年度から実施する産前産後保険料の免除等の経費を確保する。
※以下、医療保険制度改革関係及び保険者のインセンティブ強化(国保・保険者努力支援制度) は内数

○ 被用者保険への財政支援　831億円(825億円)

拠出金負担の重い被用者保険者の負担の軽減、短時間労働者の適用拡大の影響を受けた健康保険組合に係る財政支援に必要な経費を確保する。

医療保険制度改革関係

○ 出産育児一時金の増額に伴う支援措置　76億円(ー)

出産育児一時金を42万円から50万円へと、8万円増額(令和5年4月より)するとともに、国費による支援措置(76億円)を令和5年度限りとして設ける。

○ 国民健康保険の産前産後保険料の免除　1.9億円(ー)

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国・地方の取組として、国保制度において出産する 被保険者に係る産前産後期間相当分(4ヶ月間)の均等割保険料及び所得割保険料を免除する。※令和6年1月から実施

※　大臣折衝事項(令和4年12月21日)

○ 今般の医療保険制度改革に際し、後期高齢者の保険料負担の激変緩和策として、出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの支援について、対象額は、令和6・7年度は出産育児一時金全体(公費を除く。)の2分の1とし、令和8年度からは出産育児一時金全体とする。併せて、特例的な保険料算定を行い、①施行後1年内に新たに75歳に到達する方を除き、賦課限度額を2年かけて段階的に引き上げ(令和6年度73万円、令和7年度80万円)、②年収211万円相当以下の所得層について、令和6年度は制度改正分を軽減した所得割とし、令和7年度は制度改正分を含む所得割とする。

○ 今般の医療保険制度改革に際し、他の制度における企業負担を勘案して、令和6年度から特例的に、健康保険組合への支援を430億円追加する。そのうち、230億円は企業の賃上げ努力に配慮した納付金負担軽減補助に、100億円は健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金事業に対する財政支援の制度化に、100億円は特別負担調整への国費充当の拡大に、それぞれ充てることとする。

医療分野におけるDXの推進

○ 医療情報化支援基金による支援　289億円(735億円)

オンライン資格確認及び電子処方箋の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援を行う。

予防・重症化予防・健康づくり

① 保険者のインセンティブ強化(国保・保険者努力支援制度)　1,292億円(※)(1,412億円)

公的保険制度における疾病予防・重症化予防の取組を強化するため、保険者努力支援制度(国民健康保険)について、引き続き、配点のメリハリを強化するなどの適切な指標の見直しにより、予防・重症化予防・健康づくり等に関する取組を強力に推進する。

※　財政安定化基金(特例基金)の財政基盤強化分の残額330億円から充てる額(80億円)を含む。なお、残り250億円は国民健康保険事業の健全な運営の確保のために、令和5年度の各都道府県の予算編成において、国保特会に繰り入れて活用する。

② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進　1.0億円(69百万円)

令和2年度より開始された高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、広域連合・市町村向けの研修会の開催や国保データベース(KDB)システムの活用ツールの充実等により広域連合・市町村の取組を支援し、効果的な横展開を図る。

③ 糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援

ア 糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援　52百万円(52百万円)

糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等を支援する。

イ 糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの改訂等事業　50百万円(一)

令和2年度から令和4年度にかけて実施された糖尿病性腎症重症化予防プログラムの効果検証事業の結果を踏まえ、重症化予防の取組を一層推進するために、糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの改訂等を行う。

ウ 予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施　82百万円　(3.6億円)

健康増進効果等のエビデンスが示されており、保険者等が取り組みやすい予防・健康づくりの介入方法に関するポジティブリストを継続的にアップデートするとともに、保険者等が活用できるように整理する。また、特定健診・保健指導の質向上のためのエビデンスを収集する保険者を支援する。

エ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施　92百万円 (1.1億円)

かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導や地域社会で行っている相談援助等の活用を推進する。

予防・重症化予防・健康づくり

④ 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業　7.0億円(7.0億円)

後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の特性を踏まえた歯科健診の実施について支援を行う。

⑤ レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進　7.2億円 (7.9億円)

医療保険者による第2期データヘルス計画に基づく予防・健康づくりの取組を推進するため、加入者への意識づけや、予防・健康づくりへのインセンティブの取組、生活習慣病の重症化予防等を推進するとともに、保険者による先進的なデータヘルスの実施を支援し、全国展開を図る。

⑥ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援　80百万円 (80百万円)

住民の健康増進と医療費適正化について、都道府県単位で医療保険者等が共通認識を持って取組を進めるよう、都道府県単位で設置される保険者協議会に対して、都道府県内の医療費の調査分析など保険者のデータヘルス事業等の効果的な取組を広げるための支援を行う。

⑦ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援　69百万円 (69百万円)

健康長寿社会の実現や医療費の適正化を図るため、経済団体、保険者、自治体、医療関係団体等で構成される「日本健康会議」における、先進的な予防・健康づくりのインセンティブを推進する者を増やす支援を行う。

看護など現場で働く方々の処遇改善

○ 看護など現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施　240億円(100億円)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「公的価格評価検討委員会中間整理」(令和3年12月21日)を踏まえた、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象とする、収入を3%程度(月額平均12,000円相当)引き上げるための処遇改善の仕組み(令和4年10月から診療報酬により実施)について、令和5年度においても引き続き実施する。

医療保険制度における被災者の支援

○ 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置　36億円(38億円)

「東日本大震災復興特別会計」計上項目

東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域等の住民について、保険料の免除等の措置を延長する場合には、引き続き保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。

※　被保険者間の公平性を確保するとともに、十分な経過措置を講じる観点から、平成29年4月以前に避難指示区域等の指定が解除された地域を対象として、令和5年度から解除時期ごとに段階的な見直しを実施する。

○ 医療・介護保険料等の収納対策等支援　1.0億円(―)

「東日本大震災復興特別会計」計上項目

医療・介護保険料等の減免措置の見直しに当たっては、見直しの対象となる住民の不安や疑問へ対応するためのコールセンターを設置するとともに、保険者における収納業務等に係る所要の財政措置を実施する。

令和5年度予算案（保険局関係）参考資料

（抜粋）

1. 被用者保険への財政支援 …… 2
2. 医療保険制度改革関係
① 出産育児一時金の増額に伴う支援措置 …… 4
② 国民健康保険の産前産後保険料の免除 …… 5
3. 医療分野におけるDXの推進
① 医療情報化支援基金による支援 …… 6
4. 予防・重症化予防・健康づくり
① 保険者のインセンティブ強化（国保・保険者努力支援制度） …… 7
② 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 …… 8
③ 糖尿病性腎症の重症化予防事業を含む保健事業等への支援
ア 糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援 …… 9
イ 糖尿病性腎症重症化予防に関する事業実施の手引きの改訂等事業 …… 10
ウ 予防・健康づくりに関する大規模実証事業の実施 …… 11
エ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの実施 …… 12
④ 後期高齢者医療の被保険者に係る歯科健診事業 …… 13
⑤ レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進 …… 14
⑥ 保険者協議会における保健事業の効果的な実施への支援 …… 19
⑦ 保険者の予防・健康インセンティブの取組への支援 …… 20
5. 看護など現場で働く方々の処遇改善の引き続きの実施 …… 21
6. 避難指示区域等での医療保険制度の特別措置等（復興） …… 22

新規

出産育児一時金補助金

保険局保険課　（内線3245、3152）
国民健康保険課（内線3256、3260）

令和５年度当初予算案　76億円（－）

1 事業の目的

○　出産育児一時金について、令和５年度から８万円という大幅な引き上げが行われることに対し、令和６年度以降は後期高齢者医療制度から支援金が充当されることも考慮し、令和５年度に限り、保険者に対し、増額分の一部について国庫補助を実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

＜健保組合・協会けんぽ等＞

○　保険料率に与える影響等を考慮し、財政負担増の割合が高い保険者に対して重点的な補助を行う観点から、出産育児一時金１件当たり、 以下の国庫補助を実施（保険料率に与える影響度合いに応じて算定）

・赤字保険者　8,000円～40,000円
・黒字保険者　4,000円～20,000円

※全国土木国保組合、私学振興・共済事業団を含む

＜国保＞

（市町村：約2.8億円）

○　出産育児一時金１件当たり、5,000円の国庫補助を実施。

※別途、出産育児一時金（50万円）のうち３分の２（33.3万円）は地方交付税措置を実施する。

（国保組合：約1.9億円）

○　既存の国庫補助に加え、出産育児一時金１件当たり、以下の国庫補助を実施。

・定率補助13～20%の組合　6,500円
・定率補助22～32%の組合　13,000円

※全国土木国保組合を除く。
※別途、出産育児一時金（50万円）のうち４分の１（12.5万円）相当は国庫補助を実施する（全国土木国保組合を除く）。

糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援
（うち、糖尿病性腎症患者重症化予防の取組への支援）

保険局保険課（内線3173、3544）

令和５年度当初予算案　52百万円（52百万円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

- 「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和２年12月18日閣議決定）において、「重症化予防の先進・優良事例の把握を行うとともに、それを踏まえた糖尿病性腎症重症化予防プログラム等に基づき取組を推進」と掲げられている。
- 日本医師会、日本糖尿病対策推進会議との連携協定に基づく「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」等を参考にしながら、さらに効果的に取組を推進する。

2　事業の概要

- 糖尿病性腎症の患者等であって、生活習慣の改善により重症化の予防が期待される者に対して医療保険者が実施する、医療機関と連携した保健指導等の費用を補助する。
- 令和４年度より、糖尿病性腎症の重症化予防に加えて、**循環器病の予防・進行抑制を目的とした生活習慣病の重症化予防のための保健指導等も補助の対象とする拡充**を行った。

3　事業スキーム・実施主体等

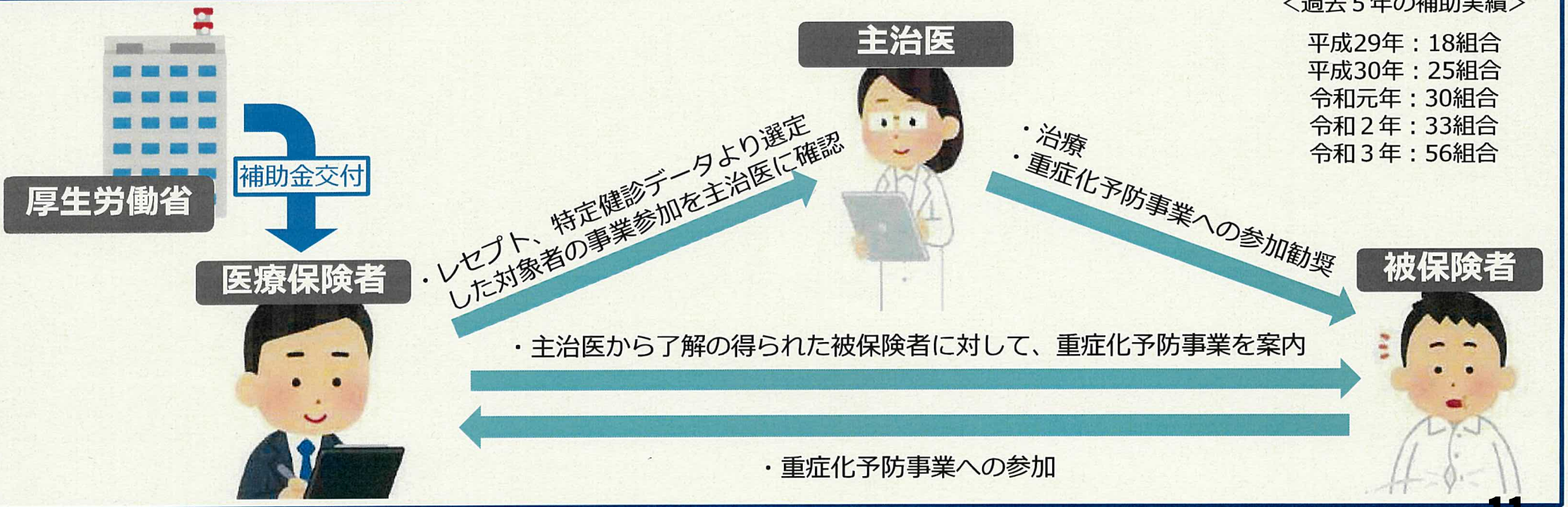

＜過去５年の補助実績＞

平成29年：18組合
平成30年：25組合
令和元年：30組合
令和２年：33組合
令和３年：56組合

レセプト・健診情報等の分析に基づいた保健事業等の推進
（うち、レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業）

保険局保険課（内線：3173）

令和５年度当初予算案　1.0億円（1.1億円）　※（）内は前年度当初予算額

※令和４年度二次補正予算額　50百万円

事業目的・概要

健康保険組合等の保険者において、データヘルスの取組を一層効果的・効率的に実施し、保険者機能を強化するための事業に係る費用を補助する。

- 保健事業を共同で実施するスキームの普及に向けた支援
- データヘルス計画の標準化推進や共通の評価指標の検討

保健事業の共同化支援に関する補助事業

これまでの取組により、複数の保険者が共同で保健事業を実施することで、保健事業費のスケールメリットを享受できるなど付加価値が得られていることから、特定保健指導等の継続的な保健事業について、保健事業の共同化が自走するよう取組を支援。

※「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、予防・重症化予防・健康づくりサービスの産業化に向けて、包括的な民間委託の活用が推進されるよう掲げられており、引き続き普及促進が必要。

【これまでの取組】
○平成29年～令和元年度：モデル事業実施
○令和２年度：手引きの作成・データヘルスポータルサイトに共同事業支援機能構築
○令和３～４年度：普及を目的とした補助事業実施

共同による保健事業

例）業種・業態や地域単位で共通する健康課題をもつ健保組合等で構成するコンソーシアム

普及を支援

DH計画の標準化の推進に関する補助事業

データヘルス・ポータルサイトに蓄積される健康課題や保健事業の実績データをもとに、個別の健康課題に応じた効果的な保健事業のパターン化（標準化）の検討に係る費用を補助。

※「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、保険者が策定するデータヘルス計画の標準化推進が掲げられており、補助を通じた支援が必要。

〈データヘルス・ポータルサイト〉
データヘルス計画の円滑な運営を支援することを目的に開設。健保組合は、ポータルサイトを活用して、計画策定および評価・見直しを実施。